

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第3期美幌町自治推進委員会（第2回）
開 催 日 時	平成28年5月24日（火） 18時30分 開会 20時12分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ 会議室2
出 席 者 氏 名	委員 旭委員、井上委員、小國委員、熊崎委員、 齋藤委員、清野委員、疋田委員、平田委員、村口委員 町 広島総務部長、小室政策主幹
欠 席 者 氏 名	大野委員
事務局職員職氏名	伊藤政策担当主査、長尾政策担当
議 題	1 平成27年度 審議会等の会議の公開に関する運用状況について 2 平成27年度 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について 3 自治基本条例の周知啓発に関する提案について 4 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	-
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	0名
資 料 の 名 称	【書類番号1】美幌町附属機関に関する条例 【書類番号2】美幌町附属機関一覧表 【書類番号3】美幌町のパブリックコメント手続の概要 【書類番号4】美幌町パブリックコメント手続条例 【書類番号5】美幌町パブリックコメント手続き条例に係る 平成27年度の実施状況結果について 【書類番号6】自治基本条例の周知啓発に関する提案について
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長（司会）	お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第2回目の自治推進委員会を開催させていただきたいと思います。会議に入る前に4月の異動で事務局に一部変更がございますので、換わった事務局員について自己紹介をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
小室政策主幹	皆さまご苦労さまです。4月1日付で商工観光グループからまちづくりグループへ異動となりました。今日皆さまの名簿を見させていただいて、ほとんどの方が以前から面識があるということで、以前から色々な場面でお世話になったことに対して改めてお礼を申し上げたいと思います。今後もこの自治推進委員会の中で非常にお世話になるということになりますので、今後ともよろしくお願いいたします。名前を言うのを忘れていましたけども、政策主幹の小室です。よろしくお願いします。
長尾政策担当	お疲れさまです。4月1日付で納税担当から異動となりました、長尾と申します。よろしくお願いします。まだまだ勉強不足なところがありますが、皆様と一緒にレベルアップをして、勉強をして参りますので、よろしくお願いします。
広島総務部長（司会）	今ご紹介させていただきましたとおり、4月の人事異動そして、機構改革によって、事務局が一部変更となっておりますけども、引き続きこの委員会の設置趣旨でございます自治基本条例、これを守り育て、そして有効なものにしていくという中で、どうか委員の皆様のご慎重なご審議とご協力をお願いしたいと思います。 それでは、次第に沿って進めていきたいと思いますので、齋藤会長の挨拶の後、議事進行については、会長よりお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
齋藤会長（司会）	皆さま今晚は。齋藤でございます。本日はお忙しい中、夜分にも関わらずお集まりをいただきましてありがとうございます。今回は第3期の2回目の委員会となるわけですが、前回第1回のときに事務局から宿題が出されましたが、委員の皆様にはご協力いただきまして、本当にありがとうございました。 本日は、皆様から提出いただいた意見に基づきまして、どうしたらこの自治基本条例をもっと町民に直に感じてもらえるかということ協賛して、周知の方法についてどのようにすべきかという方向性を決めていけたらと思っております。忌憚のないご意見・ご質問をいただいて、進めさせていただけたらと思いますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、皆さまのお手元にあります次第に沿って私の方で進めさせていただきたいと思います。まず議題の1に入りますが、平成27年度審議会等の会議の公開に関する運用状況についてということで事務局より説明をお願いいたします。
伊藤政策担当主査（説明）	<u>議題（1）</u> <u>平成27年度審議会等の会議の公開に関する運用状況について</u> それでは、議題の（1）審議会等の会議の公開に関する運用状況とい

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
齋藤会長（司会） 齋藤会長（司会） 伊藤政策担当主査（説明）	うことですけれども、まず、書類番号１と２についてご説明いたします。 まず、附属機関に関しましては、書類番号１の附属機関に関する条例というものに基づきまして、町で審議会を設置し、こちらの審議会で行われた会議について、公開を基本原則としております。そのため、この自治推進委員会も公開をしております。議事録も一般に公開を行っております。 附属機関の一覧としては、書類番号２に記載されております、法令と条例に基づいて設置される機関であります。附属機関は、必ず置かなければならないものと、町の任意で置くことができるものと、附属機関以外の協議会と呼ばれるものが８機関ございます。 資料を１枚めくっていただきまして、平成２７年度の審議会の会議の公開状況はご覧のとおりです。書類番号２の２ページ目です。 開催回数は次のページに渡るのですけれども、開催は１２６回で、公開しているのが５９回。傍聴人数は述べ３５人。それと、一部非公開という取扱いのものが１つありまして、非公開は６６回ございました。下のグラフに関しましては、公開率が表されています。公開したものは６３．４％ございます。次のページの運用状況報告書は、実際に公開した会議と、開催回数を個別に掲げたものです。内容については書面に代えさせていただきます。こちらが、自治基本条例にも規定されております、会議の公開、情報提供部分の中身となっております。以上、議題１の説明を終わります。 ただ今事務局の方から説明がございましたけれど、何か質問等がありますか。 （なし） よろしいでしょうか。そうしましたら、質問が無いようですので、次の議題２平成２７年度美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果についてということで、事務局より説明をお願いいたします。 <u>議題（２）</u> <u>平成２７年度パブリックコメント手続条例の実施状況結果について</u> では引き続き、パブリックコメント手続の実施状況結果についてお話をさせていただきます。 こちらは、書類番号３、４、５を説明します。まずは、パブリックコメント手続の概要なのですけれども、書類番号３に簡単に書かせていただいております。あくまでも町の方で作ります政策等に対する計画を、町民の皆さまに内容を広く公表し、意見をいただきまして、その意見を考慮して意思決定をします。そして、意見に対する町の考え方を公表します。このようなことがパブリックコメント手続の内容となっております。 続きまして、書類番号４の美幌町パブリックコメント手続条例ということで、こちらは平成２５年の３月に制定されまして、これも自治基本条例の中に規定されております町民参加の手順の１つとして位置付けられております。こちらを町民の方たちが、町の計画等をご覧いただきまして、それで以って意見を出すということで、町政に参加をしていただく手段の１つとなっております。パブリックコメントの平成２７年度の

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	実施状況といたしましては、書類番号5にあります、全体で9件となっております。主にパブリックコメントの手続きをするにあたり、公表する方法としましては、ホームページもしくは、所管する事務をやっている担当課で閲覧できるようになっております。その結果9件、パブリックコメントの手続条例に基づきまして、実施があったのですが、1枚めくっていただきまして、意見結果が右側に記載されております。1番左側が案件名で、例えば1番目にはパークゴルフ場の計画案が掲げられておりまして、平成27年の6月から7月の一月間、こちらは原則として30日以上の間を設けることになっておりますので、公表をして意見をいただくことになります。その結果、パークゴルフ場の基本計画案には238件のご意見がありました。続きまして、2番目の町民会館改築基本設計については、8件の意見があり、3番のマイナンバー制度に関しては、意見が無かったという結果になっております。 続きまして、1枚めくって、4番目の美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略についても意見がありません。また、第6期美幌町総合計画案については1件、それ以降の6番、7番、8番、9番に関しましては、特に意見が無かったという状況になっております。従いまして、9件案件をパブリックコメントに出しておりますけれども、意見があったのは3件ということになっております。以上が、平成27年度のパブリックコメント手続条例の実施状況結果です。
齋藤会長（司会）	ただ今事務局より説明がございましたが、質問等ございませんか。
熊崎委員	勉強不足で申し訳ありませんが、町民からの意見結果の他に、行政側からの検討結果というのは併せて公表されるのですか。
伊藤政策担当主査	はい。
熊崎委員	検討結果というのは、こういったところでわかるのですか。ホームページ等で見たらわかりますか。
伊藤政策担当主査	はい。まず、ホームページにパブリックコメントをやりますといった案件が出まして、意見が何件ありましたとか、その意見に対応する町の答えや考え方を載せております。それと、担当課にも閲覧できるものを設置しております。
熊崎委員	わかりました。それぞれの対応結果については、今でもずっと見られるような状況にはなっているのですか。
伊藤政策担当主査	はい。ホームページにまだ載っております。
熊崎委員	ありがとうございます。
広島総務部長	ただ、例えばパークゴルフ場の基本計画案には、こちらにも記載されていますが、238件の意見が出てきたのですが、集約しながら回答できるような内容があるので、集約をして、こういう町の考え方ですというような回答をしている部分もあります。
熊崎委員	ありがとうございます。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
齋藤会長（司会）	よろしいですか。他にございませんか。 （なし）
齋藤会長（司会）	それでは、質問が無いようですので、続きまして、議案3の自治基本条例の周知啓発に関する提案についてということで、事務局より説明をお願いいたします。
伊藤政策担当主査（説明）	<u>議題（3）</u> <u>自治基本条例の周知啓発に関する提案にについて</u> はい。それでは3番目の議題に移らせていただきます。自治基本条例の周知啓発に関する提案ということで、前回第1回のときに、今の自治基本条例の認知度が落ちている状況なので、周知を徹底したいとのことで皆さまに提案をいただこうと、提案書をお配りしたところであります。その中で、回答をいただいたものについて、まとめたものが書類番号6の資料です。 この中で、1番目から提案の概要を説明させていただきます。まず、町の集会室等を利用して車座トーク的なものを開催するというので、取組方法としましては、完成したハンドブックやマンガ版で、行政と委員会と一緒に説明会を行うとのことで、こちらに係る概算経費は、ハンドブックとマンガ版1冊に係る作成費用と配布部数によってとなっております。 この提案についての意見等について、何かありましたら、この場でいただきたいと思うのですけれど。
齋藤会長（司会）	一つ一つの提案に対して皆さまから意見をもらう形ですか。
伊藤政策担当主査	はい。一つ一つ意見をもらう形でいかがでしょうか。
齋藤会長（司会）	今事務局の方からお話しがあったとおり、議案3については皆さまからご意見をいただいて、内容を深めていけたらと思うのですが、一つ一つの項目について事務局より説明していただいて、それで皆さまの方からご意見をいただくといった形をとっていきたいと思います。 まず1番の内容についてご意見やご質問等ございませんでしょうか。
井上委員	よろしいでしょうか。何年前か記憶は定かではないのですが、町長以下の部長職、主幹職位まで、地域に割り振りをして、ここの区域は誰が担当ということで、地域に出向いて行って車座トークみたいな膝を交えて地域住民と話をするというので、区域で確か割当てしてあったと思うのですが、それって今現在も行われているのですか。
広島総務部長	はい。制度としましては、地域サポーター制度といいまして、職員の中でそれぞれの自治会を担当するというので、管理職を中心に配置しています。基本的にはこちらから出向くというよりは、自治会側から要望があった場合については、地域サポーターの職員を通じて、行政に対するこういう要望がありますというような形で、例えば、自治基本条例についても、地域サポーターを使って、それぞれの自治会の方で説明を

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
井上委員	させていただくといったやり方も可能だとは思いますが。 ということは、地域サポーター制度が活きているということであれば、自治会からの要望で動くのではなく、こちら側から自治会に出向いて行きたいのだけどというやり方の方が、どちらかと言えば良いのかと思う。受け身だと絶対発信能力は無いと思う。そこも含めて、幅広くやっていただけたらよろしいのではないのかと思いました。
齋藤会長（司会）	はい。ありがとうございます。私たちから発信していくべきだという井上さんからのご意見ですが、他の委員さんからもご意見をいただけたらと思いますけど。
旭委員	やっぱり待っていては来ないですね。こちらから発信していかないと。
広島総務部長	過去にも災害時の要支援者の生徒の関係でも、行政の方から各自治会へお願いに出向くというもの地域サポーター制度を使って実証したということもありますので、行政側から住民の皆さまにお願いをするということも、サポーター制度を使って進めていくといったことについては十分対応は可能かと。ただ、少し期間はかかるかなと思います。農村部も含めて全ての自治会に職員を割当てしていますので、1つの自治会でいけば班を3つか4つ持っている。それぞれ4つ位の自治会を担当していますので、そこに行くのには、少し期間が必要かなと感じます。対応は十分可能です。
齋藤会長（司会）	ちなみに、前年度は自治基本条例の関係について、自治会の方から講師の依頼が来たという実績はあったのでしょうか。
伊藤政策担当主査	無かったと思います。ただ1つ、住民投票条例を設定した際に、まち育講座を開いた実績はあります。
齋藤会長（司会）	場所はこちらの健診ホールですか。
伊藤政策担当主査	はい。
齋藤会長（司会）	どの位の方が参加されたのでしょうか。
伊藤政策担当主査	結構集まっていたいて、30人位はいらっしゃったと思います。そのとき私も異動する前なのですが、住民投票条例ができて、周知・拡大を図るのにまち育講座を開いたという記憶があります。まち育出前講座で要請があったというのは無いかなと思います。他の福祉や防災のメニューは結構出前講座は多いのですけど。
齋藤会長（司会）	ありがとうございます。なかなか自治会での関心が薄いというのが現状だと思います。そういう意味でも私たちから出向いて、お願いして説明をさせていただく機会を設けてもらうということが必要だと思うわけですが、疋田さんどうしょう。何かご意見があればと思いますが。
疋田委員	農村部の方ってあまり出前講座とか無いのでしょうか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長	要請があれば伺います。
正田委員	要請の前に、私は田中に住んでいるのですが、田中では誰も自治基本条例を知らないのですよ。なので、役場の方から自治会に、皆さまと一緒にこういう活動ができるのですといったことを皆に教えないと、誰もわからないので、自分たちでこういうことをできないかって言ってもそこで諦めるみたいなそういう感じの形態でずっと来ていたもので、毎年自治会の役員も換わるので、それこそこういうことが、一度役場から来てもらって、住民が皆こういうこともできるんだねっていうのも集まりがあって話をしなければ、誰もわからない状態で終わってしまうので、一度こっちからやってほしいということではなく、役場の方からこういうのがあるので皆さんと一度お話をしていきたいですけどどうでしょうといった持って行き方をしてもらえれば、良いかなと思っています。
齋藤会長（司会）	事務局の方からいかがでしょうか。
伊藤政策担当主査	まち育出前講座は基本的に申請をいただいて、伺うというものなので、その逆で、こちらから飛び込んで行って、やりますよという形ですね。
正田委員	一度そういう形で来てもらわなければ、誰もそういう風にこっちから話を持ちかけて一緒にやってもらえるということも何もわかっていないので、何かきっかけを一度作っていただければと思います。
広島総務部長	ただですね、良いことだと思うのですが、この自治基本条例というものは、町民の権利と役割という項目がございます。そして、行政のやるべきこと、議会のやるべきこと、それぞれ三者に対して責務を課した中で実効性のあるまちづくりをしていきたいと思いますといった条例設定なのです。それはあくまでも三者が一体となつてということの自治基本条例なので、行政側が全てで良いのかということもあるのですが、自治基本条例に対する基本的な認識としては相当薄いのかなという感じがありますので、まずは行政の方から町民の皆さまに働きかけを行って、意識の醸成を図っていくということは必要だなという感じはします。
清野委員	今の話は正しいと思うけど、正田さんが言ったように農村地区は自治基本条例なんて知らない。町中だって知らない人はたくさんいると思うけど。おれは自治基本条例の推進委員会に途中から入ったけど、何でもこんなもの作らないといけないのという話から始まったときには、もう行政が段々色々なことができなくなるので、どこかでやらなきゃならないことがたくさん増えてくるよと言われ、それは、だけど昔は、自分たちだけでやっていた時代だってあったはずだったけど、やっぱり段々と世の中の人も増えた、景気も良くなった、行政サービスもすごく良くなったが、それが段々としぼんで、降りれなくなってきた、そのときにどうするのと、住民にもっと責任を持ってやりなさいよみたいな話が出てくるのだろうけど、例えば、子どもとか昔のことを知らない人たちに、昔はこうだったけどこれができなくなったなんて言ってもわかるはずもない。昔を知らないのだから。昔のことを知っているのだから、おれらはこういうこともできなくなるのだな、こういうことをやらなくてはいい

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長	ないのだなと思ってしまうのだろうと思う。だけど、自治会でも部落でも、町中でもそうなのだけど、色々な場面で、皆の生活も変わって来ている中で、やはり、どこかで行政が関わらないと、お金を出すとかそういうことではなくても、こういった条例を作ってこのように関わるのだよと、その間をとるのは行政だよというのが見えないと、何のために自治基本条例なんかあるのよって、ただそれだけのことになっていくような気がする。 認識として持っていただきたいのは、行政側がお願いすることではないという性質を持っているのです。この自治基本条例については。中心的な役割を行政が担うというのは当然のことだと思うのですが、行政からの一方的なお願いで、自治基本条例が推進されていくというものではないという前提のことから自治基本条例が出来上がっていますということについても、理解をいただいていない町民の方も数多くいらっしゃると思いますので、それを含めて説明を行っていく必要があるのかなと思います。
清野委員	行政が何でもかんでもやらなきゃならないとは全然思わないですよ。おれらでやらなきゃいけないというのもわかるけど、だけどやはり、横の繋がりももう希薄だし、農家でも昔のような付き合いがあるわけではないし、組織のやり方だって昔とやり方が全く違う。全部お任せみたいな世の中に変わりつつある。でも誰かが間に入ってなかったら交通整理ができないというか、色々なことが自治会で起きて問題が出て来ても、どこかで誰かがお金を出すとか出さないという問題ではなく、そうやってやってもらわなかったら、ものを作ったってなかなか進んでいかないのかなって気がする。話は違うんだけど、やはり自治会の中で何か問題が起きたとき、これはどうやって使えるんだということを見付けるためには、役場が条例でこうなっているから、こうできるのではないかみたいな話をすれば一番浸透しやすいのかなという気がする。何も無いときにこういう条例がありますよって聞かされても、そうなんですかねで終わってしまいそうな気がしてならない。
齋藤会長（司会）	そうですね。やはり私たち委員だけで周知を図っていくのは難しい部分もあるので、事務局や町の協力も借りて自治会に対して出前講座のような形で、条例の説明に行くときに私たちもそこに付いて何か私たちから伝えるメッセージがあれば、お伝えしたい。そのような形が望ましいのでしょうか。なので、協力し合ってまず、自治会の中に入っていくような形からと。
疋田委員	取っ掛かりを行政に作ってもらって、そこへ、行動を起こしていく感じ。部長が言うのもわかるのですが、そこまで皆のレベルが達していませんよね。町民の皆も、自分たちもそうなのですけど。その取っ掛かりを行政に作っていただいて、自分たちもせっかくこうやって作ってきたのだから、こういうものもあるんだよというような、本当の初歩から入っていかなければだめではないのかと思うのですけれど。
広島総務部長	自治基本条例が制定されてもう5年が経過するのですが、5年が経過した割には自治基本条例の浸透度は薄いのかなと思っています。それで、自治基本条例の中に職員の責務として、広く町民と連携を下さい

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
齋藤会長（司会）	という項目もございます。そういった意味では、条例に対する認識が希薄な状態が続いている中で、それが職員の責務なのだと思っております。そのくくりが、自治会対応が良いのか、他の形が良いのかは別として、職員が積極的な形でこの自治基本条例の有効性を担保するためにその役割を果たすというのは当然の話であると思います。
村口副会長	村口さんどうですか。 色々言ってるけれども、もう元に戻ってしまっている。結局はできて5年経っているが、自治基本条例があるというのはほとんどの人が知らないということですよね。それをまた最初に返って、どうにか皆に周知をするにはどうしたら良いのかというのは、やっていかないとかならないと思う。なので、そこら辺が今までやっていても浸透していないという気がする。車座トークをしようとして、どっちから申し込むとしても、お互いにわからないからそれで終わってしまうということです。もう最初に返って皆に周知をするためにはどうしたら良いのかということを考えた方が良いのではないかなという気がします。
広島総務部長	この地域サポーター制度を使って自治基本条例の再周知をどうするかというのは、担当が政策担当と違いますし、町の全ての職員に関わっていく話であるので、検討をさせていただきたい。 そういった形で推進委員会の方で話しが出されているので、ぜひともサポーター制度を使った中で、制度の周知を職員の協力をいただきながらやっていきたいと思いますというように形で、政策会議の中で話していきたいと思います。
齋藤会長（司会）	はい。わかりました。今部長からまとめていただきましたけど、このサポーター制度を使って、自治会の方に町の職員と一緒に私たちも届けられるように検討していただければと思いますので、次の委員会のときに返答をいただくということでご理解いただけますか。
井上委員	サポーター制度だけを使うのではなくて、それも使った中で、色々な手段でやってほしいということであって、サポーター制度を使うだけに突出するのではなくて、他の手段も使って、たくさんそのような機会をまた作っていかないと、たぶん風化していきますよね。最初の頃は、町民全体向けにしゃきっとプラザの健診ホールで、何度かまち育講座の自治基本条例についてやっているんですよね。それがもう5年前になってしまうと、忘れてしまっているし、自治基本条例って何と言う人もいるし、転出者だとか転入者で入れ替わる人もいますよね。そうすると美幌町に来た人は当然わからないですよね。そういう人たちへのフォローをどうするかということも考えていかないと、いつまで経っても堂々巡りで、広まっていけない気がするんですよね。なので、それだけということではなくて、そういう手段もあるので、それもできたら使った中でそういう要請があったらその中で、自治基本条例のことも伝えていけたらありがたいなと思います。 それと、この1番に該当しないのかもしれませんが、まち育新聞を確か担当部署で出していたと思うのですが、最近まち育新聞が届かないので、それも最初のうちだけで、それもいつの間にか消えてしまうのか、そういう形になってしまうので、やはりしつこい位繰り返し繰り返し返

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	しやっていかないと広めるのは不可能かと思います。なので、担当者が異動で換わるのは仕方がないことなのですが、良い部分については、できれば担当者が換わっても、継続して繰り返し、またかと思われるかもしれませんが、新しく来ている人だとか初めて聞いた人にとっては、新たなことだと思うのです。関わっている人はわかると思うのですが、全然関わっていない人だとかは、初めて聞く言葉になってしまうと思うので、そこら辺のことも上手くフォローしながら、繰り返せるものは繰り返してやっていかないときっと無理だと思います。
齋藤会長（司会）	ありがとうございます。今井上さんから、あらゆる手段でしつこいと思われる位、繰り返し自治基本条例について触れる機会を持ってもらえたらというご提案でしたが、事務局で回答いただけますか。
伊藤政策担当主査	はい。まち育新聞なのですが、今年は、今井上委員さんから指摘があったので申し上げにくいのですが、1回の発行を予定しております。こちらは絶やさないようにはしております。回数が1回ということで、多い少ないということもあるかもしれませんが、内容は充実したものにしたいと思いますので、お待ちください。
齋藤会長（司会）	はい。よろしくお願いします。 それでは、次の報告もありますので、1番につきましてはこれでよろしいでしょうか。 （了承）
齋藤会長（司会）	それでは、2番の説明を事務局の方からお願いします。
伊藤政策担当主査	2番については、Facebookにアップするとの提案をいただいております。Facebookに関しては、既に公式のFacebookがありますので、担当の広報担当に、どのように活用していくかを内部で話ができるのかと思います。
齋藤会長（司会）	ありがとうございます。それでは委員の皆様からご質問等はございませんか。
熊崎委員	Facebookにしても、美幌町のホームページにしても、その中で告知をしていくことは重要だと思います。これをいかに伝わりやすいにするのかも重要だと思うのですが、Facebookで今自治基本条例や美幌町の情報が見られるということの告知や、ホームページにはこういう情報が見られるという告知の、前段階での周知が必要な気がします。僕はあまり美幌町のホームページを気にして見たことが無かったのですが、というのは、どんな情報が載っているのか気になる感じでもなかったのです。けれど、例えば、すごく極端な話ですけど、美幌町のホームページで日々こんな情報が更新されているんだぜとか、Facebookはこんなページなんだぜとかを、この位のQRコードで町の色々なところにも貼ってあったら、気になると思うのですよ。その感覚の、前段階での告知ができれば嬉しいなと思います。
齋藤会長（司会）	事務局の方からどうでしょう。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
伊藤政策担当主査 熊崎委員	ホームページに載せても、あまり見ていないのかもしれませんが。 もしかしたら、ホームページの内容や構成自体に何かもっと別なフックを考えた方が良いのかなという部分が出てきますので、そうすると自治基本条例とは話が別になってしまう可能性があるのですが、Facebookもそうなのですが、気になって見るときはそれなりの理由があるはずなので、そっちの情報の入れ方であったり勉強の仕方であったり、やってみても良いのかなと思います。 また、先ほどの話に戻るかもしれませんが、僕自身今年から自治推進委員会に入りましたので、何回か条例を読んでみたのですが、未だによく内容がわかっていないということがありまして、何となく大雑把に言うとか、町民の権利とか、自分で選ぶことの責任等を明確にしてくれるものかなと思っています。それがあるから、私たちには権利があって、町民は自分で責任を持って生活をする。そのときに行政とも協働で行けるんだぞ、意見も言い合えるんだぞというものができる力を持っている条例だと思うんですけど、僕は委員に入ったので、それを知らない人に伝えたいんです。伝えたいのですが、私には知識も勉強も足りなくて、力が無いのです。なので、ずっと作って下さって来た先輩の方々や、それを基に動かしている行政の方にサポートをしてもらいながら、例えば、僕が商店街で自治基本条例ってどんなもんやっていうのを皆に知ってもらいたいために、車座トークをやりたいんですけど、僕には伝える力が無いので、どなたかお手伝い願いませんかという形でやってもらうとか、伝えることに自治基本委員としての責任も伴ってくるのだなと思いました。先ほどのまち育新聞が年に1回になってしまうというのを、今までどの位のペースで出ていたのかもわからないですけど、相当行政側の皆様も手一杯なのだろうと何となく感じ取れる部分もあるので、皆で協力できることがあるのならどんどんしていかなきゃいけないかなと思いました。話が逸れましたが、Facebookは前の告知があれば良いのかなといった感じですか。
齋藤会長（司会）	伊藤主査。これは1つ1つ提案を出された委員さんから補足説明をいただいた方がよろしいですか。
伊藤政策担当主査	そうですね。3番目の提案から具体的なものになりますので、それ以降はいただこうかと。けれど、Facebookの提案をされた委員さんにも伺いますか。
齋藤会長（司会）	それでは、Facebookにアップするという提案を出された委員さん、補足説明をお願いします。
小國委員	はい。補足できるかどうかかわからないですけど、私自身もアップしたことがなくて、ただ見るだけなのです。美幌町の公式のFacebookも、誰かが「いいね」をしているものを見るという感じなので、こういうのあるのだなとそのときに知ったのですが、若い世代にも知ってもらえるというツールでもあるのかなと思います。なので、Facebookという提案をしましたが、スルーされてしまったら結局は中身までは到達されないのかなと思いますし、今熊崎さんがおっしゃったように、それすら存在を知らなかったら目に触れる機会も無いので、その工夫も必要なのか

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	など思いつつも提案いたしました。
齋藤会長（司会）	そうですね。若い世代の人にも知ってもらおうということでは、やはりこのようなツールを活用することは有効だと思いますが、費用的にはかからないものなのですか。
伊藤政策担当主査	Facebook自体は既にあるものに載せるだけなので、かからないと思いますが、やはり前段のこういうのをやっているよということを知らせる方法が必要ですね。ここが1番難しいのかなと皆さまの意見を聞いていて思いました。そこをどう繋げてここに持っていくかということですよ。
井上委員	自治基本条例というタイトルでは固いので、誰も開かないと思います。なので、何点かそれに関連する、例えば自分の生活に係わることだとか、美幌に住んでいて、こんなことがあるよという興味を引くようなタイトルやキャッチーなフレーズといったものを付けて、そこから引き込んでいくしかないと思います。自治基本条例だとか、美幌町のお仕事となっても、見ないのではないかと思います。自分に係わることや、美幌町に住んでいて知らないで損することとか、知っておいた方が良さなものとか、上手く言葉が出てきませんが、そういった吹き出しのようなもので共有できたらと。そのような方法って何か無いのですかね。
熊崎委員	知って得するといったレベルですよ。けれど、自治基本条例って町民だったら知っていて当然位の話になるはずなんですよ。町民にしか対応しないですもんね。町民だったらこれを知っていることによって、自分の生活をもっと豊かにできるというものなのだから、町民にもすごく絞った告知の仕方に近くなってくる気がします。美幌町に来たらこれができるぜという、外に向けたものもあるかもしれないですけど。色々武器になりそうな気がします。上手い言葉も僕も浮かびませんけど。
伊藤政策担当主査	自治基本条例の作りが、自治ということで、自分たちのことは自分たちでやりますよと。中心となるのは町ではなく、あくまでも住民の方たちですよ。そして、どのような権利があるのかを明確に文章化されて条例ということで担保されているというものです。ここには、義務もありますけど、権利もきちんと載っており、誰もが見てもわかるように文書で表されていると。なので、こういうことができるんだよと、こういうことをしなくてはいけないんだよという風に認識していただければと思います。
熊崎委員	義務と言う種を蒔けば、必ずこの権利の実が食えるぞという話なのですよね。
広島総務部長	ただ相当かみ砕かないと、わからない部分もあります。だいたい、自治基本条例という名前が固い。ですから、若い人や多くの人たちにどのような形で使えるかということ、条例は法律ですから、当然固い名称になっていて、それらの中身もかみ砕いてという手法を取らざるを得ないのかと思うのですが、役場の中にも自治基本条例の推進についての庁内検討会議を行う庁内の検討委員会がありまして、しばらく開催されていないですね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
伊藤政策担当主査	そうですね。昨年は1回ですね。
広島総務部長	この庁内推進委員会では、条例の啓蒙もしていくという役割を担っております。この、条例の啓蒙あるいは推進については、庁内の推進委員会で検討していくという形になっております。今日いただいた5つの提案について、意見をいただいた中で、庁内の推進委員会でどう進めていくのかという協議をさせていただいて、最終的にはこの推進委員会にご案内をするといった進め方が1番ベストなのかなという気がしておりますので、Facebookの扱いについては、どのような形が良いのでしょうかという論議はこの推進委員会の中でしていき、最終的には制度策定ということになるのではないかと思います。ただ、行政の人間は頭が固いのが多くて、かみ砕くのがなかなか大変だというところがあって、だいたい条例や法律に基づいて仕事をしているので、柔らかい頭を持った人間がなかなかいないというのが行政の悪いところで、それも含めて皆さまの知恵をお借りしたいと思います。
正田委員	1つ良いですか。少し話が逸れてしましますが、カーナビを付けながら道路を走っていると、ここから北見市ですというところで、カーナビもそこからぱっと変わるんです。なので、それと同じような感じで、美幌町の3箇所なら3箇所に先ほど言われたQRコードを設置して、見てみんなの美幌町というような派手な看板を置いていたら、子どもたちって今スマホを使えるから、何これってまずやって、入ってみたら、へえとなって、子どもからそれが大人に、こんなのあったよって言ってきたりするので、QRコードを町中のどこかに置いて、見てみんなの美幌町って書いてあったら、何だろうってまずそこで思うような気がします。その不思議めいたことで中に入れば、そうなんだとわかるようなものを置いておけば、皆携帯を持ってやると思うんです。なので、QRコードは良いなと思いました。
小室政策主幹	QRコードでいけば、誘導の仕方としてホームページに繋がるポスターはあります。今現在は、例えば商店街の至るところに皆様の協力を得て貼ってもらっています。そのポスターというのは謎かけがありまして、美幌町というのはあまり目立って載っていないくて、なので、今お話されていたような、見てくださいというようなものを載せるのは可能だと感じています。
正田委員	お店の店先だと子どもたちは、やらないのです。
小室政策主幹	そうするとまた難しくなりますね。例えば学校でもどこでも良いです。
熊崎委員	マンガ版ありますよね。前回大野さんもおっしゃっていたのですが、少し中身的には読み辛いものになってしまっているのかもしれないですけど、例えば、もう少し精度を上げたマンガであったりとかを、マンガ読めるぜというものが貼ってあって、色々なところにもしたくさんあったら読むのではないのでしょうか。宝探しのようにQRコードを探せて、次のコードはどこかといったように、色々な方法はあります。僕が最初に気付いたのは、この間女満別の道の駅に行ったら、すごく大きいQRコードがありまして、何だろうなと思ったら、ただそのホームページ

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
井上委員	だったんですよ。アクセス1回稼がれたみたいな感じだったんですけど、こんなことでつい見ちゃうんだなと思いました。 スポーツセンターとか、きてらすとか、しゃきっとプラザとか、人が集まる場所や、図書館だとか学生が集まる場所に、ただQRコードを載せると不審がられてアクセスしないかもしれないけど、先ほどみたいに簡単に人を引き付けられるような見出しや吹き出しで、QRコードを大きくして、公共の施設や子供たちが集まるようなところで、今の若い人たちはスマホ時代なので、我々の時代とは全然違うので、何かといったらすぐに、わからないことがあったら皆何でもスマホで検索してそこに答えを求めているんですよね。だから、スマホ時代なので、若い人たちにとりあえず手っ取り早いのは、やはりこういうところを使うのが1番早い気がします。 それと、役場の庁舎でいくと1番窓口が人の出入りがすごくありますよね。住民票を取りに行ったり。あそこの入口の柱に何か少しでも条例とか、とにかくそういうのを公共施設に。あとプールも若いお母さんや子どもたちがいるので、子どもが泳いでいる間の時間に見れるようなところとか、老若男女問わずたくさん集まるようなところに、小さくではなく、大きく。小さいと大したインパクトが無いと思うので、わざわざあえて大きくしたのだから何かあるのかなと、そういうのもあるので、そのようなことも考えてみたら良いのではないのでしょうか。
熊崎委員	興味を引くというのは1つの方法ですね。ただ、逆にあまり大きくしないで、1条から50条まであるので、1条ずつ町内に分散させることによって、お前39条見付けたのみたいな、色々な発想が出ますよ。宝探しのように画像を溜めていきますよね。ついに溜まったよ自治基本条例っていう楽しみ方もあるかもしれません。
疋田委員	何個以上見付けたら何かもらえるとか。
熊崎委員	冊子やパンフレットですか。
伊藤政策担当主査	ゲーム感覚ですね。
熊崎委員	そうですね。ゲーム感覚で、どうしても欲しいんだよね42条とか、他の人のを見たり、友達とトレードができたり。
齋藤会長（司会）	自治基本条例という名前を知ってもらうところからですね。そういう意味では、内容を理解してもらう前にまず名前を知ってもらうためには有効な手段かもしれません。 ちなみに今日の会議は何時までと考えていらっしゃるでしょうか。皆さまからたくさんのご意見をいただいておりますので、今日この場で、この案でいきますとか、ある程度方向性を決めたいと思っていましたけど、時間が必要ですね。
伊藤政策担当主査	今日いただいた意見は全て受けて、こちらで集約をさせていただいて、できる、できない、どのような方法があるのかを検討します。
小室政策主幹	今日の時間的にこの提案全て検討できそうかい。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
齋藤会長（司会）	終了の時間を決めていただければ、それに合わせて進めさせていただきます。
伊藤政策担当主査	長くても90分を予定しておりますので、20時位を目途にしております。
齋藤会長（司会）	わかりました。これはまた何回かの委員会を以て、その中で煮詰めて、委員会としてこれで行くというものを決めるという考え方でよろしいですか。
小室政策主幹	はい。
齋藤会長（司会）	それでは、2番の提案についてはこれで終わります。3番の提案についてはまず事務局から説明いただいて、その後委員さんから補足をいただくという形でよろしいですか。
伊藤政策担当主査	はい。 （都合により小國委員退出）
伊藤政策担当主査	それでは、提案3は自治推進川柳を募集するということです。方法としては、子どもやご年輩の方から川柳を募集して、集まった作品を広報紙等に掲載し、大賞を決定・発表する。大賞については、記念品を贈呈する。といった提案です。こちらを提案されたのは小國委員さんです。
齋藤会長（司会）	それでは次いきますか。
伊藤政策担当主査	はい。4番目の提案は、自治会や各団体、学校のPTA研修等でのまち育出前講座の実施ということで、方法は、1. 委員会で出前先及び講座の内容を協議する、2. 事務局で担当職員（委員）と日程を調整する、3. 担当がそれぞれの現場に出向き、話を進める。以上です。こちらを提案されたのは齋藤会長です。
齋藤会長（司会）	先ほど提案の1で議論をいたしました、たまたま私が学校のPTA役員をやっている関係で、研修担当だったものですから、PTAの研修でも自治基本条例のことを知ってもらえるという部分を使えるかなと思いましたので、このような内容にさせていただきました。やはり、私たち委員だけでは限度がありますので、町の職員の方にもご協力いただいて、一緒に出向いて行くという形ができれば良いと思っております。よろしくお願いします。
広島総務部長	こちらは先ほどの提案1と併せて検討させていただきます。
齋藤会長（司会）	続きまして提案の5番をよろしくお願いします。
伊藤政策担当主査	こちらと同じく齋藤会長と、村口副会長からのご提案です。マンガ版を広報に併せて配布する、予算が厳しければ回覧板で回付するという事で、方法は、委員会で配布月やアンケートの項目を協議する、事務局

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	でアンケートを作成し、広報担当部署（各自治会）に依頼する、各家庭に配布、マンガ版は大人にも分かりやすいという意見が職場内で多かったため、意見や感想も求められる様アンケート用紙も配布する。概算経費に関しては、マンガ版1冊に係る作成費用×配布部数とアンケート用紙分も含むといった提案です。こちらも補足をお願いします。
齋藤会長（司会）	それでは副会長お願いします。
村口副会長	広報に併せて配布するということで、1回やったから良いというものではなくて、継続してやった方が良いのではないかと思います。そして、カラーではなくて良いと思います。カラーであれば高いけれど、白黒であれば回数を多くできるのではという感じです。1回目出したときに見なくて、2回目出したときに見るという場合もあるし。継続してやることに意味があるのかと思います。
齋藤会長（司会）	村口委員さんも私と同じようにマンガ版を配布するということですね。私の職場でも職員に両方のものを渡して、複数の職員に見てもらったのですが、職員でも自治基本条例という名前も知らない方が大半でしたので、自治基本条例に対しても初心者ですから、そのような人が町民の大半であるという風に考えれば、まず関心を持ってもらうということが先に考えなければいけないところだと思ひまして、職員の中でもマンガであれば関心を持って見てもらえるのではないかと意見が出ましたので、十分大人の方でもマンガ版で関心を持って読んでもらえるということで、配布はマンガ版にしたかどうかという意見にまとまりましたので、提案させていただきました。
伊藤政策担当主査	そうですね。わかりやすいということで、中身についてはあの位の形で良いと私もそう思っております。あまり堅苦しくするとなかなか読んでももらえないだろうという意識はありましたので。そして、今年は予算計上しております、ある部数は確保できるようには思っておりますけれど、カラーのものは外注して業者に作ってもらっておりますが、白黒でかまわないということであれば自前で印刷は可能ですので、そんなに難しい話ではないのかと思います。配布は全戸ということでよろしいのでしょうか。
小室政策主幹	回覧板による回付ということも視野に入れますか。
村口副会長	回覧板だとなかなか回らない。各家庭に1通は必要。回覧をあまり見ない人の方が多い気がします。回したあとは見たいと思っても見れないので、各家庭に配布したほうが良い気がします。
清野委員	広報に連載とかはできないの。10回のシリーズとか。
熊崎委員	コマ割りの難しいのではないのでしょうか。
伊藤政策担当主査	内容も再編集が必要となる可能性もあります。
齋藤会長（司会）	あとは予算的な問題もあるかと思います。それと分割にしてしまうと内容が途中で途切れてしまうので、なかなか前の話がどのような話であ

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
伊藤政策担当主査	ったかを思い出せなければ話が続きませんと思いますので、1回は各家庭に配布した方が効果はあると思います。自治基本条例を知ってもらうという趣旨では効果があるのではないかと思います。 広報の紙面の中にマンガ版のようなわかりやすいものを掲載するという案として捉えてよろしいでしょうか。
小室政策主幹	広報の中身というより、広報に挟む形で全戸配布をすると。広報に1回で掲載されれば良いが、ページ数が多いから。
伊藤政策担当主査	また全て作り直して載せるというイメージなのかなと思いました。ではなく、このまま配布ですね。
齋藤会長（司会）	そうです。私の提案では。他の委員さんからもご意見をいただければと思いますが、平田さんいかがでしょうか。
平田委員	回覧板より全戸配布の方が良いけれども、全戸配布でも配りっ放しという部分が多いです。その以前にやはり、私たちが一番初めから携わって来て責任があると思うのですが、町民一人一人がまだ自分にどれだけ重要なものだという意識がない。先ほど意見が出ていたけれど、自治基本条例があるよと、生活がこういうことで得になるよということを知らしめる方がまず先ではないかなと。例えば小冊子をカラーで全戸配布も良いと思いますが、僕は役所的に違うと言われるかもしれませんが、そういうものを配るのであれば、その家庭で提げておかなくてはならないもの、自治基本条例の小冊子イコール国保病院の診察の担当医だとか、社会福祉協議会の関係や、高齢者の関係だとか全ての制度を全部挟めた役場としての1年間の本を出して、これは町民が1年間生活するのに必要なものです。趣旨が違うと言われるかもしれませんが、税金の納付日を知らせる用紙とか入ったものを作った方が、全戸配布よりは尻込みにならないで済むのではないかと。私も小冊子をもって老人クラブで配ったら何人かに興味を持ってもらった。やはり、我々推進委員が啓蒙活動を行うのかどうなのかはわかりませんが、先ほどの部長の話だと、行政、町民、議会が一体となってということですから、中身はとにかくとして、我々も自治基本条例があるよということを、興味がある人に対してはさらにその中身に入っていくとかね。あることを知っておけば町税が1割安くなったよ、得になるよというそういうものがあれば良いけど。私の家内も娘もそうだと思うけど、私が今日何しに行くのと聞かれ、自治基本条例の委員会だよと言って出て来る位で、それがどうだっていうことまでこっちも家庭の中でも浸透させていない。なので、家庭の中でもできていないことを人様に伝えるのはなかなか大変な部分もあるけれど、町民がやはり、自治基本条例があるから他の町と生活環境が違うということをわかってもらえれば真剣さも増してくるのではないかと思います。小冊子等の必要な資料を作る場合は、先ほど言ったように役場全体がまとまって1刷の小冊子を配ると。国保病院の診察日はいつだったか等をどこか探すのではなく、家に掛けておけばわかるようなものを作ってその中に条例のことも入っていれば、より目を通すのではないかと思います。先ほど若い人からも出てきました意見も今の時代に合って良いことだと思いますし、我々は全然わかりませんが、年齢相応にできれば。年だからできないとか、自分ができないからみんなできないというわけ

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	ではないと思うので、できる人もいらっしゃるし。そのように活用をすれば良いと思います。まだまだやはり、できて5年経って1番長く籍を置いている我々というか私がもっと啓蒙活動を率先してやらなくてはならない立場かもしれませんけど。現状として、残念なことに認知度が少ないのと、地域サポーターだとか何だとかではなく、町長が口にするのもプラスなのかマイナスなのかはわかりませんが、町長も年間を通せば凄い数の団体の会合に出席して必ず挨拶をしていると思いますので、その挨拶の片隅に、行政からの立場で自治基本条例について触れていただければ多少は広がる可能性があるのかと思います。我々ももちろんそうですから、我々が所属している会議等では積極的に自治基本条例が美幌町にあるよと伝えるべきだと思います。そう言っている自分も挨拶をしなくてはならないときに、最近は全然伝えていませんので、人のことばかりは言えませんが。そのように地道にやっていくしかないのではと思います。
齋藤会長（司会）	ありがとうございます。
広島総務部長	今平田委員がおっしゃられた、国保病院の診察日であったり等は、確かに町民便利手帳というのを美幌町は作っています。これは全戸には配布していないのですが、転入して来た方が美幌町内のことをまるっきりわからないということで、手続きの関係だとか様々なことを載せた便利手帳を配布しています。新しく入って来た方にも自治基本条例が美幌町にありますということを、便利手帳の中に組み込めるかも含めて庁内の推進委員会の中でも検討させていただきたいと思います。
平田委員	便利手帳ではなく、美幌に転入して来た町民であれば、渡してくれるということで、わざわざお金をかけなくても、美幌町には自治基本条例がありますよといったように、便利手帳と一緒に渡してくれると良いですし、転入して来る人だけでなく現在住んでいる人にも、わからない人が残念ながらまだまだたくさんいるのではないかと思いますので。極端なことを言えばプラスになるかマイナスになるかというものの、現実的に自治基本条例の何条何項を覚えていたら自分の生活がプラスになるとか、先ほども冗談に言ったそこを覚えておけば町税が20%得できたよだとか、そういう手法があるとかね、そういうことは書いてはいないけど、そういうこともあればまだ真剣に皆はなと思うのですけれど、誰かが普通のこれ以外の美幌町にどれだけ条例があるのかということは、町民だってよくわからないでしょうし、美幌町は新たなことをやる対しては条例を作って取り組まなければならないものもあるでしょうし。
熊崎委員	何となくですが、ホップ、ステップ、ジャンプの段階が必要な気がして、認知してもらうためには。最終目標地点が例えば、自治基本条例を町民全員が理解して活用するということだとすれば、僕の周りにも知っている人が誰もいなかったの、1番最初のところで、自治基本条例という名前と存在を、中身がわからなくても、まず心に引っ掛かるように知ってもらう段階なのかなという気がします。その次に内容と活用方法を知ってもらう段階が来て、それを自分たちで使う段階の、ホップ、ステップ、ジャンプがあるような気がしていて、前回と今回お話を聞いている限り、僕の周りの話を聞いても知っている人はいなかった

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長	ので、まず、名前を知ってもらえると良いなと思います。 自治基本条例というものは根本的に理念条例なのです。こういう考え方を持って自治にあたりましょうと。どちらかと言うと、これがあるからこれができるというのはなかなか難しい条例です。こういう理念で町づくりを進めていきましょうという理念条例に近い条例なのです。ですから、かみ砕いて、この条例があるからこういうことができますという具体的なものを示すのはなかなか難しいかなと思います。
熊崎委員	ポイントポイントで絞らなくてはならないですね。この瞬間ではこれが使われるといったように。
広島総務部長	そうです。町民にとっては参加の機会が与えられるのです等の理念なのです。この条例は。これがあることによって、先ほど平田さんがおっしゃったように、税金が1割安くなるといったものがあれば良いですけれども、中身としては、それぞれ皆さまこういう発想の基で、考えの基で町づくりをしていましょうといった条例なのです。それを先ほどもお話したのですが、かみ砕いて、わかるようにするということについては非常に難しいところもあるので、それも含めて、町内の推進委員会の中でももう少し検討する必要があるのだらうと思います。
平田委員	ただもう今現在我々を含めて、町で動いていること自体が条例の大半。全部とはいかないけれど、そういうものも含まれているわけですし、それは、請求権のある住民投票等もこれができるから、そういうものもあるだろうし、そういうところに興味を持ってもらえれば、色々なものもあると思う。
広島総務部長	美幌町では自治基本条例は最高法規だと言っております。
井上委員	先ほど平田さんがおっしゃったみたいに、全戸配布してもそれっきりになってしまうので、さっきの国保病院の受診について、何曜日の午前中は誰だとか、そういうのと一緒に、昔の電話帳みたいな感じで掲げられるように、身近な生活に必要なものをすぐそこを開いたら電話番号が載っているというような形にしないと、なかなか有効に見てもらえないかもしれないですね。なので、せっかくこのような立派なものを作ったとしたら、何度かその家に何年でも見てもらえることがあったら、先ほどの平田さんのアイディアとか、国保病院や町内の病院の、何時から何時までやっているだとか、そういった身近な生活に必要なものの情報と一緒に何か1つに書いて、これはこれで別々で良いので、それと一緒に身近に使うものを、それを開いたら目に触れるみたいな感じではないと、なかなかこういうのって毎年お金をかけて印刷しても厳しいかもしれないですね。
疋田委員	今ってごみ、資源ごみとかね、普通に印刷してしましますよね。あれと同じような感じで全部綴じてしまって、1年間に必要な町民の皆様の資料みたいなものにして、全部1つにしてしまえば、否が応でもとおかないといけなような気がします。別々にしてあって自分で綴じてくださいと言ったら、自治基本条例が載ってあるやつどこにいったっけとなるから、全部を1つにまとめて全戸配布したほうが、これをとって

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	おかないとごみのやつ見れないねとか、病院のやつ見れないねとか、くつついてしまっていれば、もう絶対持っていると思うから。
齋藤会長（司会）	保存版みたいなものですね。ちなみに、町から生活に必要なもので各家庭に配布するものってどのようなものがありますか。
伊藤政策担当主査	転入された方については、ごみの分別辞典と避難所の記載をされたものを配布しております。
齋藤会長（司会）	広報と一緒に配布されていますよね。
広島総務部長	そうですね。だいたい広報と一緒に配布しています。
齋藤会長（司会）	それに併せて、自治基本条例と冊子も保存版としてということで、しかも一緒にセットでというご意見が疋田さんからありました。 それと、私は、せっかく読んでもらうのであれば、皆様から感想や意見をいただければと思って、またそれを基に町づくりに反映させていけたらと思って、アンケート用紙を用意して一緒に付けたら良いという風に思っていたのですが、ただそうは言っても関心を持ってそこに記入して送り返してくれる人がどれだけいるかということを考えれば、なかなか難しいのかなと思ったのですけれど、どのようにすれば町民の方からのご意見、ご質問等を受けることができるのかその辺りをご意見いただけたらと思うのですが、何かないでしょうか。
井上委員	パブコメの場合は、期限が決まっているけれども、この自治基本条例やそういうものに関しては、例えば、直接いつでもFAXで返送を受け付けていますとか、期限を決めないで、随時受付みたいなことはできないのですか。
広島総務部長	それら全部併せて、庁内の推進委員会の中で、今日出された意見をもう一度検討させていただくのですが、その検討内容を、推進委員会に諮問ができるのですよね。その諮問に対して、ここの推進委員会で答申をいただくということも可能です。元々行政とここの推進委員会というのは、諮問答申、諮問答申の関係なのです。条例の改正が必要か、内容がどうかということも含めて、諮問をして答申をいただくと。その答申に基づいて、行政あるいは議会を含めて、こういう答申があったので、それに基づいた中で今後こういう形で進めていきたいと思いますというやり方を持って行くというのが、推進委員会と行政、議会、町民との役割分担なのです。その辺を含めて、役場の推進委員会の中で検討させていただいて、今日出された意見を集約しながら進めていこうかと思います。 最近では庁内の推進委員会は開催しておりませんので、ですから、先ほど出ておりましたけれども、例えば平成28年度は自治基本条例を知っていただくという1年にしようとかですね、そういった形で進めていくというような形の中での整備を図ることも必要なという感じもありますので、それらを含めて庁内の推進委員会で論議をさせていただきたいと思います。今日出された意見を基にですね。
齋藤会長（司会）	よろしくお願ひしたいと思います。まずは、自治基本条例という名前を知ってもらるところからだと思いますので、その目的を果たすために

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
伊藤政策担当主査	はどのような周知方法が良いのかということを、今部長がおっしゃられたように、推進会議等で、今日皆さんからご意見いただいた内容を説明してもらって、検討していただくということでご理解ください。 もう時間になってしまったのですが、6番目の提案についてはどのようにいたしましょうか。 こちらは事務局からの提案だったのですが、広報を使って広めていこうというのが主な趣旨であります。形式として、先ほどのマンガ版等色々な方法があると思うのですが、その中の一つとして、中身をかみ砕いた形でできるような案となっております。これは今まで出していた意見と重複する部分もあると思いますので、それを含めて検討したいと思います。
齋藤会長（司会）	ということで、ご理解いただけたらと思います。 それでは、時間となりましたので、本日の意見交換の時間は閉じさせていただきますと思いますが、また引き続き推進委員会の中でどのような周知方法をとっていったら良いかという協議をできればと思いますので、その時にご意見をいただけたらと思います。あとは、お気付きの点等ございましたら、随時事務局の方へお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 最後に議案の4その他ということで、事務局から何かございますか。
伊藤政策担当主査（説明）	<u>議題（4）</u> <u>その他について</u> その他ということなのですが、湧別町から自治推進委員を含めての視察依頼がありました。美幌町は自治基本条例を作って5年経つということで、先進といいますか、近隣の中では早かったということも含めて、湧別町から7月に伺いたいという依頼がありました。まだ何も具体的なものが示されておりませんので、どういった内容になるのかは今後なのですが、皆様にも情報提供という形でお知らせしたいと思います。 そして次回の委員会の日程なのですが、先ほど申した視察のこともありますので、7月を目途に予定したいと思っております。また改めて調整等の連絡がいくと思いますので、よろしくお願いします。
平田委員	調整は良いのだけど、早めに言っていただければ皆合わせられると思うんですね。7月の何日にという風に決めたら、後から予定が入ったらそうとかそのように自分自身はできるのではないかと思います。半月の間にいついつと言われても、各団体の会合にしても何にしても、町が事業を押し込んで来れば結構行事が入って来る。例えば年間であれば年間の予算の中で5回自治推進委員会をやると決めたら、いつといつですと決めてもらったほうが僕はあり難いです。一月前になって都合がどうだの言われるより良い。ましては、だいたい役場の他の部署でも一ヶ月前位に予定が入って来るではないですか。なので、それを見てずらしてくれるなら良いけど、役場全体を見回してそこに委員さんがそこに関係してない日があつたらずらしてくれるなら良いけど。
伊藤政策担当主査	それでは、次回の日に関しましては、視察もありますが、こちらで固めた状態で通知を出させていただくということでよろしいでしょうか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
齋藤会長（司会）	提起された日にちで出席できない場合はもうやむを得ないということですね。
伊藤政策担当主査	そうですね。ただ、会が成り立つ人数もありますので、当然それをクリアした前提となります。
齋藤会長（司会）	わかりました。湧別町からの視察の件もありますので、次の開催日時につきましては事務局にお任せしたいと思います。これに対して、場合によっては委員の皆様からのご協力を願う場面があると思いますけれど、よろしくおねがいします。 最後に皆さまから何かございませんでしょうか。 （なし） 無いようでございますので、これで本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。